

令和 7 年度

第 2 回 豊明市国民健康保険運営協議会

議事録

令和 7 年 12 月 18 日 (木)

午後 2 時開始

豊明市保健センター 2 階 講義室

令和 7 年度 第 2 回豊明市国民健康保険運営協議会 議事録

令和 7 年 12 月 18 日（木）午後 2 時から

豊明市保健センター 2 階 講義室

出席者 公益代表 加藤 誠 松本 昇 村山 富士子

保険医・薬剤師代表 松森 正起（歯科医師代表）

大野 英里（薬剤師代表）

被保険者代表 吉川 絵巳子 橋本 忠幸

保険者代表 豊明市長 小浮 正典

健康福祉部長 塚本 由佳

保険医療課長 近藤 有紀子

保険医療課 林 真奈世

傍聴者 0 名

令和 7 年度第 2 回豊明市国民健康保険運営協議会を令和 7 年 12 月 18 日（木）豊明市保健センターにて開催しました。議題及び審議経過については、以下のとおりです。

議事

- 1 令和 8 年度国民健康保険被保険者数の推移見込について
- 2 令和 8 年度国民健康保険事業費納付金仮算定について
- 3 令和 8 年度国民健康保険税の改定について
- 4 その他 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について
在留外国人政策について
医療費適正化の取り組みについて

開始 午後 2 時

進行（課長）

本日は大変お忙しい中、定刻にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただいまより、令和 7 年度第 2 回豊明市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日、傍聴希望はございません。

それでは、会議の開催に先立ちまして、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長

皆様こんにちは。本日はお忙しい中大変ありがとうございます。本日はそんなに厳し

い寒さではなくよかったです。前にもお伝えしておりますが、この協議会は国保税を協議していただく大変重要な会議となります。基本的に皆様の意思決定をもって議会にかけていただくものとなっております。次回の第3回には案を示させていただきまして、皆様の決定をいただくものでございます。今回は、市に集まっているいろいろな状況やデータをお示しさせていただきますので、それにより保険税をどうしていくかの検討準備をお願いしたいと思っております。本市はもともと大きな大学病院があり、医療費に関連する数値が高い傾向があります。それに医療保険も影響される点がいろいろあります。今回もいろいろ情報を提示させていただきますが、傾向が変わってきたものもありますので、疑問を確認しつつ、協議していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

進行（課長）

ありがとうございました。

ここで、市長は他に公務がございますので、退席させていただきます。よろしくお願ひします。本日は、保険医・薬剤師代表の嘉戸委員、被保険者代表の今井委員より欠席の連絡をいただいていますが、協議会運営規則第5条により過半数の出席がございますので、会は成立いたします。ここで事務局側でございますが、10月の定期異動で国保担当係長が中世古から林に代わりましたので紹介させていただきます。

(あいさつ)

どうぞよろしくお願ひいたします。

進行（課長）

それでは、これより運営協議会規則第3条の規定により会長に議長になっていただきまして、会議を進めてまいります。本日は市長からの諮問はございませんので、報告事項等を議題とさせていただいております。会長よろしくお願ひいたします。

会長

それでは、よろしくお願ひします。例年、この運営協議会は7月に1回、12月のこの時期と1月末に1回の3回開催となっています。例年12月は仮算定結果による報告、次は本算定結果による税率の検討と市長への答申となっていますので、今回は仮算定について、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは議事に入ります前に、運営協議会規則第8条の規定により、議事録に署名をしていただく委員2名を指名させていただきたいと思います。保険医・薬剤師代表の松森委員と公益代表の村山委員に署名をお願いしたいと思いますので、両委員よろしくお願ひいたします。それでは、次第に沿いまして議事を進めてまいります。

委員

会長、始めに少しよろしいでしょうか。今月の広報に早速、医療費の節約に関する記事を掲載していただきましてありがとうございました。前回の会議での意見を実施していただきましてよかったです。

会長

ありがとうございます。事務局もありがとうございました。

それでは、議題 1 令和8年度国民健康保険被保険者数の推移見込についてを事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、説明に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、説明を始めさせていただきます。

当初予算における被保険者数は、令和5年度 11,600 人、令和6年度 10,700 人、令和7年度 9,950 人と年々減少してきておりますが、令和8年度も 9,400 人を見込んでおります。団塊世代の後期高齢者医療保険への移行が令和5・6・7と続き、そちらは終わりますが、被用者保険の対象拡大によりまして、今後も被保険者数の減少は続いていくものと見込んでおります。

会長

ありがとうございました。今のところで何かご質問はありませんか。よろしいでしょうか。それでは、議題2 令和8年度国民健康保険事業費納付金仮算定結果についてを事務局より説明願います。

事務局

はい、それでは令和8年度の納付金仮算定結果をご説明させていただく前に、納付金・標準保険料率と保険税率の関係について、ご説明いたしますので、参考資料の1をご覧ください。第1回の際に国保の概要をご説明させていただきましたが、その際にも資料として使いました「国保のすがた」から今回も資料を一部抜粋しております。

(納付金・標準保険料率と保険税率の関係に関する説明)

それでは、先日県から示されました令和8年度の仮算定結果についてでございます。納付金総額につきましては 16 億 3,961 万 9,809 円でした。令和7年度本算定額と比べまして 8,190 万円程度の減額となりました。1人あたりの納付金額につきましては 174,539 円で同じく令和7年度と比べて 164 円の微減となりました。ですが、県全体の

平均では 173,726 円と豊明市より低い額ですが、前年度比 4,636 円の増という結果となっております。この辺りの要因について、のちほどご説明させていただきます。

令和 8 年度の算定には、医療費指数の反映度になります α は 0.6、新たに始まります子ども・子育て支援納付金による影響、前年度からの増額に対応して県の剩余金活用が前年度より多い 26 億円とされています。

ここで資料 1 をご覧ください。市町村毎の納付金の算定には被保険者数と年齢調整後の医療費指数、所得係数が反映されています。今回、納付金総額が減ったのは、被保険者数の減によるものですが、1 人あたり額について、県全体では 4,600 円程度も増加しているのに豊明市がほとんど変わらない額となった要因としては、この年齢調整後の医療費指数が 8 位となったことと医療費指数の反映度 α が 0.6、昨年度は 0.8 で 80% 反映していたものが 60% 反映になったことによるものです。これは、国保料（税）水準の県下統一に向けた県の方針によるものとなっています。また、医療費指数につきまして、前年度 4 位、前々年度 1 位で、いつも県下トップレベルでしたが、今回は要因の分析はできていませんが下がって 8 位となりました。前回の運協でも現場のご意見を伺いましたジェネリック医薬品の使用率が大変上がっていますので、そうしたことでも要因としてあるのではと考えています。また、所得金額の県下での順位は例年と同程度となっています。先ほどご説明した 1 人あたり納付金額の県下順位が例年より大きく下がっているのは、こうした医療費指数関連の動きによるところと思われます。

続いて、来年度から始まります子ども・子育て支援金制度についてご説明したいと思いますが、今回、県平均の 1 人あたり納付金額が 4,600 円程度上がるうちの 2,500～3,000 円程度は子ども・子育て支援金に関連するものとなっています。

もとの資料に戻っていただきまして、次のページになります。納付金の総額につきましては、令和 5 年度 18 億 7,787 万円、令和 6 年度 18 億 7,650 万円、令和 7 年度 17 億 2,152 万円、そして令和 8 年度 16 億 3,951 万円と推移してきています。

続きまして、県の納付金算定上の係数等についてでございます。総額に大きく影響する保険給付費、いわゆる医療費の自己負担分を除いた保険者が負担するものですが、こちらは過去 2 年間の実績伸び率により推計されています。1 人あたり額は平成 30 年度から令和 6 年度まで年平均 3 % 程度の伸びとなっています。

今回の仮算定の段階では、国がいま真っ只中といった感じで制度検討しているものが複数ありますし、不確定要素を多く含んでいます。それを < 県下全体の納付金の仮算定における条件設定等 > に記載させていただきました。ひとつは、本算定の段階で、令和 7 年度税制改正による基準総所得金額の算定見直しが反映される見込みです。これによって総所得が下がりますので、標準保険料率が上がる影響がでると思っています。もうひとつは診療報酬改定の影響です。診療報酬は医療費と連動しますので、保険給付費の増により納付金額が上がることが想定されます。ただ、高齢者の自己負担増で医療費の

増加分財源を賄おうという議論がされていますので、どうなっていくかわからないところです。

続けさせていただきます。

仮算定標準保険料率についてでございます。ここで、保険税のしくみと令和8年度からの子ども・子育て支援金制度についてご説明させていただきます。参考資料2、3-1～4をご覧ください。

(保険税のしくみに関する説明)

子ども・子育て支援金制度につきましては、保険税に今までの医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に加えて子ども・子育て支援金分が追加される形となるものです。後期高齢者支援金分と子ども・子育て支援金分は別の制度に拠出するために保険税として徴収するものとなります。今回の子ども・子育て支援金は「児童手当の拡充」「育儿時短就業給付」「こども誰でも通園制度」などの事業実施に充てられるもので、子育て世代に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援するしくみだとされています。令和8年の4月分からの課税徴収となります。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に徴収されることとされておりまして、国保の場合は1人あたり月額が令和8年度250円、令和9年度300円、令和10年度400円と示されています。また、18歳未満は1人あたりいくらと設定される均等割が子ども・子育て支援金分は課されない制度となっています。ただ、18歳未満で軽減した金額分を18歳以上の大人口割り戻して追加で課税徴収するしくみとなっています。ですので、均等割の中に18歳以上対象の少額のものが出てくることになっています。軽減のしくみとしては、まず低所得者軽減、次に未就学児均等割の1/2軽減、その残った額を子ども・子育て支援金の均等割に関しては全額軽減することになります。というように、非常に難しいしくみとなってまいります。

では、県から示されました仮算定での標準保険料率による保険税額試算と現在の豊明市の保険税による税額試算をいたしましたので、元の資料で説明いたします。

この中の均等割欄46円というのが、先ほど説明したものとなります。今回の試算で標準保険料率による試算は、現在の豊明市の保険税による税額と比較するために子ども・子育て支援金分を除いて試算しています。1人あたり軽減後額は、標準保険料率では132,883円、現在の豊明市の保険税率では125,961円となりました。差は6,900円程度となっています。子ども・子育て支援金分は2,500～3,000円程度になりますので、必要とされる額との乖離は10,000円程度となると思われます。

会長

仮算定の結果についての説明でしたが、ここまでところで、ご質問がありますでしょうか。初めての方もいらっしゃるので、どんなことでも質問していただきたいと思い

ますがどうでしょうか。

委員

資料 1 にある年齢調整後医療費指数とは何か教えてください。

事務局

はい。医療費は高齢者が多いと高くなります。ですので、高齢者が国保に多いところと少ないところでは、そうした市町村国保毎の年齢分布により医療費に差が出てきます。それをどこの市町村国保でも同じ年齢構成にならした医療費指数が年齢調整後医療費指数です。愛知県は平均年齢が若い県なので、概ね 1 以下となっています。全国の平均が 1 で基準となっています。豊明市が以前から年齢調整後医療費指数が高いのは、豊明国保に高齢者が多いからという理由にはならないということになります。

会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

それではほかにないようでしたら次にすすめますが、また、後ほど、まとめて質問していただいても結構です。それでは、議題 3 令和 8 年度国民健康保険税の改定について を事務局より説明願います。

事務局

それでは、令和 8 年度国民健康保険税の改定についての（1）県下の保険税課税状況等についてをご説明させていただきます。資料をご覧ください。

令和 7 年度の改定につきましては、当初、1 人あたり軽減後額を 114,771 円から 122,412 円へ、7,641 円増となる見込みとしました。最近、出されました県の賦課状況調査結果が実績となるのですが、112,664 円から 123,726 円の 11,062 円増というデータとなっています。これによりまして、令和 5 年度・6 年度は県下 39 位でしたが令和 7 年度は 31 位となりました。保険税額が上がっていることで、国保加入の皆様へのご負担が増えていることになるのですが、本市の医療費水準や納付金に見合った程度に少し近づきました。

令和 8 年度の税率につきましては、次回第 3 回の運協で市長から改定案の諮問をさせていただきます。令和 9 年度に標準保険料率への到達、赤字解消を目指して、ここ数年、令和 6 年度・7 年度と 7,500 円程度の増改定を続けてまいりました。標準保険料率による額との差が 30,000 円程度あり、赤字額も令和 6 年度当初では 3 億 3,400 万円程、令和 7 年度当初では 1 億 3,600 万円程となっていました。仮に、令和 8 年度も子ども・子育て支援金分も含みつつ 7,500 円程度の増改定とした場合ですが、赤

字額は5,000万円程度となると現段階では見込んでいます。

保険税のご負担をお願いするのは大変心苦しいところですが、急激な増額にならないよう段階的に改定をすすめてまいりました。また次回、しっかり検討をお願いいたします。

続けて、課税限度額の引上げについてです。課税限度額につきましては、課税上限額を設定するものですが、地方税法施行令に基づく国基準の範囲内で定めることとなっているものです。高所得の方に負担をお願いすることで、中間層以下の方々の負担を抑えることができるしくみとなっています。本市は国基準の1年遅れ額を設定してまいりましたが、昨年度の運協でご協議いただきまして、今年度より国基準と同じ設定とすることに変更いたしました。現在、国から示されています令和8年度の課税限度額は医療分につきまして1万円増額の67万円、子ども・子育て支援金分につきましては、まだ示されていませんが、それを除いて総額で110万円となります。

会長

ここまでのご質問がありますでしょうか。

委員

先ほどの話に戻るかもしれないのですが、来年は診療報酬改定があるということで、そのことの影響はどういった形で出るのでしょうか。

事務局

医療費にかかる単価設定が診療報酬になります。隔年での改定が国で行われるのですが、今回はかなり大幅な増額改定が行われるのではと考えられているところです。というのは、物価や人件費の高騰で医療機関、特に病院が全国的に経営困難に陥っていますので、その対応として上がる見込みとなるのですが、医療費は3割あるいは1割2割の自己負担額と保険給付費で賄われています。保険給付費のもととなる保険料にはこれ以上負担をかけたくない。現役世代の負担を増やしたくないし、国保組合の中には破綻するところも出てきていますので、といったところです。ですので、国は診療報酬改定の増額で増えた医療費の部分を自己負担額の見直しで吸収しよう、なんとか賄おうとしている検討がすすめられています。保険給付費が増えると納付金が上がると思うが、こうした国の検討があるので、どうなってくるかはまだ読めないところがあります。それと高額療養費の見直しについても、昨年度のことがありますので、今年度は違った形で制度改定があると思います。どこかに一方的に負担が重くなるといった改定にはならないと思います。

会長

なかなか政策的な国の動きが影響してきますので、読みが難しいところですね。本算定の段階では、いろいろ決まってくると思いますが、まあ大きく影響があったとしても仕方ないですね。では、ほかにはいかがでしょう。

委員

先ほどの年齢調整後医療費指数の話がありまして、その納付金への反映率が下げられているのと、そもそも順位が下がっているという説明もいただきました。豊明市は以前からずっと医療費が高い高いといってきているのですが、今回下がったのはどうしてでしょう。

事務局

医療費に関する分析は大変難しいところで、今回詳細には分析は行ってませんが、医療費については、かかる人の割合が多い、1人あたりのかかる日数が多い、1人あたりあるいは1回あたりの金額が高いといったことで変わってきます。豊明市は決して病気の人が多いとか、重い病気の人が多いとかいった傾向はみられません。ですが、1人あたり1回あたりの金額が高いといった傾向があります。入院とか通院とかといった別でも、年齢による別でもそういった傾向となっています。

今回、こうした全体の傾向が何か変わったということは考えにくいのですが、ジェネリックの利用率が大きく伸びていて、それと今回のタイミングが同じですので、そういうことも一定程度影響しているのではと考えています。

委員

ジェネリックの利用率が上がったのは何かあるのでしょうか。

事務局

ちょっとわからないのですが、選定療養費制度が始まったこととか、規模の大きい医療機関の方針とかがあるのかもしれません、ちょっとわかりません。今後も市民の方への地道な周知啓発を努力していきます。

会長

よろしくお願いします。それではよろしいでしょうか。よろしいようでしたら次にすすめます。それでは、議題4を事務局よろしくお願ひます。

事務局

はい。それでは、まず、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についての報告となります。今月2日より健康保険証は完全に廃止となっております。国保につきましては、7月末の保険証の有効期限終了を機に資格確認書とマイナ保険証の仕組みに切り替わっております。また、保険証更新の際に、マイナ保険証でない方には資格確認書を、マイナ保険証の方には資格情報のお知らせを発行させていただきました。切り替わり時にメディアがいろいろ取り上げるので、社会保険の方を含めいろいろな問い合わせは増える傾向がありますが、マイナ保険証自体の窓口混乱は起こっていません。高額療養費の過誤に関する事務の軽減といった効果を感じているところです。少し前のデータになりますが、6月時点の豊明市国保のマイナ保険証登録率は68.7%、利用率は47%で、全国の利用率36.37%より高い結果となっています。

次に、在留外国人政策についてでございます。国のはうで在留外国人政策がいろいろ検討されています。外国人の国保の加入条件でございますが、3ヶ月を超える在留資格を持つ人は加入しなければならないこととなっています。また、3ヶ月以下でも技能実習や家族滞在、特定活動の場合は加入できることとなっています。豊明市国保の外国人加入者は6年度末時点で377世帯516人、全体の5.5%です。全国が4.0%よりややお高い状況です。今回、国からは、いくつか政策が示されておりまして、令和9年度6月からは国保と入管庁が国保税の滞納状況を情報連携する仕組みを取り入れることとなります。また、来年度からは、入国した初年度の国保税を前納できる仕組みを実施できることとなります。ただし、これは市町村保険者判断となります。すでに全国のいくつかの自治体では導入されるとの話がありますが、本市につきましては、早急な導入は見合わせることとしたいと考えています。本市に転入する外国人の方は、就労に伴って転入する方が多く、転入時より社会保険の方が多い傾向があります。ですので、入国初年度の前納も滞納防止効果としては、あまり効果が低いように考えられます。まずは、制度をわかりやすくお伝えして、理解していただくことをすすめていきたいと考えています。こちらは国保新聞の抜粋ですが、参考資料4のとおりとなっております。

次に、医療費適正化の取り組みでございます。始めに松森先生からも、広報の件を紹介いただきました。ありがとうございました。参考資料5-1と5-2をご覧ください。医療費は上がる一方で、保険税負担もあまり求められないという中で、医療をいかに必要な人に必要なだけ受けられるようにするかといった適正化は重要なものになってきています。なかなか、医療を当たりまえにいつでもどれだけでも自由に使う状態に慣れてしまうと難しいところがありますが、前回の運協でもいろいろとご意見をいただきまして、早速いくつか取り組みをすすめ始めましたので、そのご報告をさせていただきます。まずは、広報への掲載です。12月号にこのように医療費の節約とジェネリックの利用に関する記事を掲載しました。また、地域サロンに職員が出向きまして、マイナ保

険証の使い方と医療に関する話をいたしました。やはり、医療や健康保険の話は難しいと思われる方が多いので、こうして現場に出向いて質問に答えるという機会は非常に有意義なものだと思いました。これからもこうした取り組みを継続していきたいと考えております。説明は以上となります。

会長

いろいろと取り組んでいただきありがとうございます。医療みなさん自覚なく使っているから、ちょっとそのあたりをしっかりと伝えていかないといけないですね。診療報酬改定の話で自己負担割合が1割だった人が2割や3割って上がっていくことで自覚がすすむということでしょうが、まずは、こういった直接伝えていくことが重要でしょうね。

はい、それでは一旦これで閉めさせていただき、次回の日程調整をさせていただきます。

(次回開催日程の調整)

会長

それでは、長時間にわたり、皆様ありがとうございました。これで豊明市国民健康保険運営協議会を終了します。

終了 午後3時14分